

京都市告示第 73 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 4 月 16 日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	嵯峨野水5002号	右京区嵯峨野芝野町35番地の36地先 同町35番地の26地先	点
2	中島水9001号	伏見区中島中道町122番地の2地先 同町136番地地先	点

(変更水路等)

整理番号	名称	旧新別	起終	点
1	嵯峨野水0060号	旧	右京区嵯峨野芝野町35番地の2地先 同上	点
		新	右京区嵯峨野芝野町35番地の2地先 同町20番地の1地先	

(建設局土木管理部道路明示課)